



バーゼル条約と化学物質管理

Takahiro Hasegawa
廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室 補佐 長谷川 敬洋

バーゼル条約は、1980年代に先進国から途上国に有害廃棄物が輸出され、汚染が生じる事件が多発したことを背景に、1992年に発効した。本稿では、化学物質管理の側面を中心に、最近のバーゼル条約の動向を紹介する。

1. 有害廃棄物の定義

バーゼル条約の規制対象は「有害廃棄物」であるが、何が「有害」か、何が「廃棄物」かは、その解釈を巡って条約交渉時から大きな論点であった。条約では、国連の危険物輸送勧告の分類に対応し、爆発性、毒性等の有害特性を有するものを「有害」と定義しているが、ある物がバーゼル条約の規制対象となる廃棄物に該当するか否かの解釈が各締約国で分かれるケースが散見される。

このため、我が国では、特に輸出入のやりとりが多いアジア諸国と連携を密にし、それぞれの国における廃棄物の分類、その有害特性の判定のための基準及び試験方法等に関して情報交換を積極的に行っている。また、バーゼル条約においても、GHSとの連携強化策が検討されている。

2. 有害廃棄物の適正処理

バーゼル条約では、環境上適正な有害廃棄物のリサイクルの参考とするため、個別物品ごとに、環境上適正な処理のための技術ガイドラインの策定作業が順次行われている。現在、廃タイヤ、POPs廃棄物について見直し作業が、水銀廃棄物、e-waste（電気電子機器廃棄物）について新たな策定が進められている。

特に、POPs廃棄物ガイドラインについては、POPs条約側から依頼を受ける形でバーゼル条約側において策定作業が進められ、現在までに、総合技術ガイドライン及び6つの個別物質技術ガイドラインが策定されており、現在も、修正作業が継続されている。本ガイドライン作成には、国立環境研究所の野馬物質管理研究室長が専門家として参加しており、我が国が有する高度な技術の紹介等積極的な貢献を行っている。

また、水銀廃棄物ガイドラインについては、昨年のCOP8においてUNEP等の要請により作成が

決まったものである。バーゼル条約事務局から我が国にドラフト作成の要請があったため、地球環境戦略研究機関（IGES）、国立環境研究所の貴田廃棄物試験評価研究室長、京都大学都市環境工学専攻の高岡准教授、国立水俣病総合研究センターの本多研究員らが中心となり、ドラフトを作成し、本年9月に開催されたバーゼル条約第6回公開作業部会に提出した。現在、締約国、専門家、NGO等から広くコメントを受け付けており、今後レビュー作業を経て、採択される予定である。

3. 輸出国での有害廃棄物の削減

以上のような個別具体的な議論のほか、バーゼル条約においては、有害物質の管理のあり方を巡る根本的な思想を背景とする議論が続いている。

バーゼル条約は、有害廃棄物の越境移動の最小化を理念に掲げつつも、環境上適正にリサイクルされる場合には越境移動が認められている。一方、「先進国から途上国への有害廃棄物の輸出は全面禁止すべき」との意見が、条約制定交渉時から現在に至るまで強く主張されており、この主張の背景には、処理が行われる途上国ではなく、上流である先進国において、有害廃棄物の発生抑制、ひいては、有害物質の使用削減が重要であるとの考え方があ

る。同内容はバーゼル条約の95年改正（いわゆるBan Amendment）として条文化されており、リサイクルのあり方をめぐって議論が行われている。国単位での環境政策の有効性確保のためには国境を越える経済活動に歯止めをかけようとする観点については、典型的な先進国と途上国間の環境倫理論を超える主張が含まれており、興味深い。

4. 今後の展開

経済のグローバル化が進展する一方、環境に関する国際的な枠組作りは一步遅れている点はない。静脈産業にのって有害廃棄物が無秩序に拡散しないよう、バーゼル条約を確実厳格に履行するとともに、国際的な協力体制を構築していくことが重要と考えられる。